



税務会計課・福祉保健課からのお知らせ

●平成30年度の税及び保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	納期限	5月31日	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日
税務会計課	軽自動車税	1期									
	固定資産税	1期		2期		3期			4期		
	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

Q.手続きはどこで出来ますか？

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)
 <手続き可能な金融機関>
 岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、塙川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA八峰支店、能代市内金融機関各支店

Q.申込の時期は？

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから1カ月程度で振替の手続きが完了します。その際、振替となる税目及び納期を「振替開始の通知」でお知らせします。
 ※なお、税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込みことが出来ます。是非ご利用ください。

■問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

就学援助制度のご案内



町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
 - ①生活保護を受けている方
 - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。
 ※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課及び各学校にあります。
- 申請期間** 4月2日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。
 ※6月1日以降に申請し、認定された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
 - ・前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
 - ・平成30年1月1日現在、町に住所がない方は平成29年分の所得を証明する書類が必要です。

■問合せ先 八峰町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ☎77-2816

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に「定住奨励金」を用意しています！

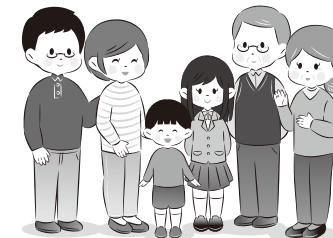
〈**交付対象者**〉八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・ターン者(Uターン者の場合、5年以上町外で生活し、改めて住民登録する必要あり)

〈**申請期間**〉申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》(平成30年4月1日を基準日とした場合、平成28年3月31日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません)

〈**返還規定**〉住民登録をした日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金を全額又は一部返還していただきます。

〈**交付額**〉①単身で転入した場合は 150,000円
 ②家族で転入した場合は 300,000円

※助成金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。



■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603

母子寡婦福祉資金貸付金のご案内

秋田県では、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため無利子又は低利子で各種資金の貸付けを行っています。

＜貸付けを受けることができる方＞

- (1) 母子(父子)家庭の母…20歳未満の子どもを扶養している方
- (2) 寡婦…かつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことのある方
- (3) 児童…上記(1)、(2)が扶養する児童、または父母のいない児童

〈**資金の種類等**〉(原則、日本学生支援機構、秋田県育英会等と併用はできません。)
 「事業開始資金」「事業継続資金」「修学資金(高校・大学等の授業料・交通費等必要資金)」
 「技能習得資金」「修業資金」「就職支度資金」「医療介護資金」「生活資金」「住宅資金」「転宅資金」「就学支度資金(就業・就学に必要な被服等購入資金)」
 「結婚資金」

＜連帯保証人について＞

貸付けにあたり連帯保証人が必要です。

※貸付けを受けることができない場合があります。詳しくは「平成29年度ひとり親家庭のしおり」に掲載されています。(八峰町福祉保健課窓口で配布の他、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からもご覧になれます。)



■問合せ先 八峰町福祉保健課 福祉係 ☎76-4608